平成２４年（フ）第２０５号
長崎県長崎市中里町1804番地
債務者　竹内満由美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触1308番地５
債務者　永田　　勉
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第９５号
北海道小樽市入船３丁目17番12号、前住所北海道小樽市入船３丁目13番１号
債務者　寺田　　彰
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第９６号
北海道小樽市入船３丁目17番12号、前住所北海道小樽市入船３丁目13番１号
債務者　寺田　節子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４１２号
宮城県塩竈市杉の入１丁目５番30号
債務者　遠藤　哲史
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
仙台市太白区長町南４丁目25番15号　ティファニーＡ棟101
債務者　西塚　政弘
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
福島市永井川字杉ノ内２番地の３
債務者　阿部　ヒサ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
福島県伊達郡桑折町大字伊達崎字東柳ノ目33番地の39
債務者　斉藤　英幸
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
福島県伊達郡桑折町大字伊達崎字東柳ノ目33番地の39
債務者　斉藤　祐子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２４３号
茨城県那珂市横堀1452番地２
債務者　長谷川　憲
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５０号
茨城県水戸市城東３丁目４番５号　桜ハイツ101号
債務者　武井　　敦
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７０号
茨城県水戸市青柳町190番地の１　ルミエール青柳202号
債務者　齋藤　聡彦
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
千葉県いすみ市岬町押日2227番地　51号
債務者　市川　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
千葉県富津市金谷2222番地の５
債務者　三浦　清孝
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第６５号
富山県高岡市佐野1653番地２
債務者　林　　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８６号
富山県高岡市上北島410番地２、前住所石川県金沢市専光寺町タ９番地17
債務者　寄田　美希（旧姓曽田）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１８９号
金沢市長土塀２丁目17番６号
債務者　能登　國栄
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
石川県かほく市高松テ20番地２
債務者　西村　秀一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所